

Temiyanファミリー倶楽部 会員規約

第1章 総則

第1条(会の目的)

当ファンクラブ(以下当FCと記述)はTemiyan(テミヤン)の活動を応援することを目的とします。

第2条(運営組織)

1. 当FCの運営は、有限会社オフィス・フォーハウト(以下運営組織と記述)で行うものとします。
2. 当FC主催のイベントを行う際等、必要が生じたときに、運営組織が臨時スタッフ若干名を会員の有志から募る事があります。

第3条(会員規約)

1. 本会員規約は、当FCホームページ等において会員に提供する情報提供サービス等、及び当FCが主催するイベント等に関して、会員の利用全てに適用されるものとします。
2. 本規約の改定は、運営組織が行うものとし、一定期間当FCホームページ上での告知をした後、効力を生じるものとします。この際、効力の生じる時期について、併せて告知するものとします。

第4条(会員に対する通知)

1. 会員に対し当FCホームページを利用するに必要な事項、当FC主催のイベントの案内及びTemiyan(テミヤン)に関する情報提供は、当FCホームページによって通知するものとします。会員は、その参加・利用に関しては、通知内容に従って参加・利用するものとします。
2. 前項の通知は、当該通知の内容が、当FCホームページ上に表示された時点より効力を生じるものとします。

第2章 会員

第5条(会員、入会)

1. 会員とは、本規約を承諾し、所定の手続きを経て当FCに入会申込みを行い、当FCがその加入を認めた者をいいます。
2. 会員の入会手続きは、当FCホームページまたは、FC申込用紙にて行うものとします。
3. 会員は入会にあたり、所定の事務手数料を支払うものとします。

第6条(有効期間及び更新手続き)

1. 会員資格の有効期間は、ファンクラブ開設月から1年間とします。
2. 会員が、会員資格の継続を希望する場合は、所定の期間内に所定の方法にて更新手続きを行うものとします。
3. 前記2項による更新手続きが行われなかった場合、会員は会員資格を喪失するものとします。

第7条(届出事項の変更)

1. 会員の住所、氏名、メールアドレスなどの届出事項に変更がある場合は、会員は遅滞なく所定の方法にて変更届を行うものとします。
2. 会員は、前記変更届がなされなかった場合に、当FCからの通知や送付物等が延着・未到達となっても、当FCが通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議のないものとします。

第8条(入会の承認等)

1. 運営組織は、当FCへの入会申込みを行った者が次のいずれかに該当すると判断した場合、入会を承認しないことができるものとします。
 - (1)過去(利用申込みした時点を含む。)に本会員規約の違反等により会員資格を喪失した者、または除名処分とされている者
 - (2)入会申込み内容に虚偽の記載、誤記、または記入漏れのある者
 - (3)利用申込みした者が実在しない場合、実在しない法人である場合
 - (4)その他、会員たるにふさわしくない行動等により、運営組織が会員とすることを不適当と判断する場合
2. 前項による入会不承認の際、運営組織はその理由を該当者に説明する義務を負わないものとします。

第9条(私的利用の範囲外の利用禁止)

会員は、当FCを通じて入手したいかなる情報、文章、音源、画像、映像、ソフトウェア等も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、販売、出版等に利用することができないものとします。

第10条(営業活動の禁止)

会員は、当FCを利用して営業活動、営利を目的とした活動、及びその準備を目的とした利用を行うことができないものとします。

第11条(その他の禁止事項)

会員は、当FCホームページ上で次の行為を行うことを禁止します。

- (1)他者の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシー、肖像権を侵害する行為、またはその恐れのある行為
- (2)他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (3)わいせつ物等公序良俗に反する画像・文書等を送信・表示する行為
- (4)不正アクセス行為及び他者のデータ等の改ざん、消去等の行為(ハッキング、クラッキング等)
- (5)選挙活動、宗教活動、結社等及びこれ類する行為
- (6)上記各号の他、法令、この会員規約または公序良俗に違反する行為、当FCの運営を妨害する行為

第12条(退会)

1. 会員が退会を希望する場合は、所定の方法にて退会手続きを行うものとします。
2. 会員が第6条3項により会員資格を喪失した場合は、自動的に退会となります。
3. 第11条により除名処分となった会員は、強制退会となります。

第13条(除名処分)

会員は、第8条、第9条、第10条、第11条の禁止行為を行った場合、及び会員としてふさわしくない行為と運営組織が判断した場合は、除名処分とします。

第14条(退会に関する事項)

1. 会員は、退会に際して会費等の返還を求められないものとします。
2. 退会者が再入会を希望する場合、新規入会扱いとします。但し、除名処分による退会の場合、再入会が認められないことがあります。

第3章 運営

第15条(サービスの中断・停止)

1. 当FCホームページ上でのサービスは、次の理由により会員に対する告知なく運営を中断・停止する場合があります。
(1)サーバーの故障及び保守、地震等の天災、火災、停電等による場合
2. 当FCホームページ上のメンテナンスのため運営を中断する場合があります。
3. 前記の運営中断・停止に伴う損害の発生等について、当FCは一切責任を負わないものとします。

第16条(個人情報の保護)

1. 当FCの入会に際し、会員が届け出た個人情報については、関係する法規を遵守するとともに、当FCのサービスの提供FCを活性化する為の活動以外の目的のために利用しないものとします。
2. ただし、裁判所、その他の司法機関及び行政機関等に開示を求められた場合、並びにTemijan(テミヤン)本人またはその代理人から正当な理由に基づいて開示を求められた場合、その範囲内で提供できるものとします。

第17条(通信の秘密)

1. 当FCは、電気通信事業法第4条に基づき、会員の通信の秘密を守るものとします。
2. ただし、刑事訴訟法第218条に基づく強制的処分が行われた場合には、当該処分の及ぶ範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

第4章 その他

第18条(当FCの解散)

1. 当FCは、Temijan(テミヤン)の活動状況により、及び当FCにその活動を継続しがたい事情が生じた場合には、解散することがあります。
2. 解散する場合は、努めて予めホームページ上に会員に対し告知するものとします。
3. 解散に伴う会費等の返却は実施しないものとし、その用途については当FCホームページ上に告知するものとします。